令和6年1月10日 規程第7号

(趣旨)

- 第1条 国立大学法人長岡技術科学大学DXRものづくりオープンイノベーションセンター 規則第3条第2項の規定に基づき、国立大学法人長岡技術科学大学DXRものづくりオー プンイノベーションセンター(以下「センター」という。)に置くDXRものづくりプラットフォーム(以下「プラットフォーム」という。)に関し、必要な事項を定める。 (目的)
- 第2条 プラットフォームは、DXRものづくり技術を様々な産業分野に展開するため、国立大学法人長岡技術科学大学(以下「本学」という。)設備の利用による部材開発を支援する評価・実証研究を行い、産学共同で応用技術、共通部材ニーズを抽出し本学の基礎研究テーマとし、ニーズとシーズが相互作用するスパイラル型協奏連携システムを実現することを目的とする。

(構成)

- 第3条 プラットフォームは、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - 一 プラットフォーム長
 - 二 副プラットフォーム長
 - 三 その他学長が必要と認めた者
 - 四 第6条に定める会員
- 2 プラットフォーム長は、本学の教職員のうちから、学長が任命する。
- 3 第1項第2号及び第3号の構成員は、本学の教職員のうちから、プラットフォーム長の推薦に基づき、学長が指名する。

(運営会議)

- 第4条 プラットフォームの運営に関する事項を審議するため、プラットフォーム運営会議(以下「運営会議」という。)を置く。
- 2 運営会議は、前条第1項第1号から第3号に定める者で構成する。 (運営会議の運営)
- 第5条 プラットフォーム長は、運営会議を招集し、その議長となる。
- 2 プラットフォーム長に事故があるときは、副プラットフォーム長がその職務を代行する。
- 3 プラットフォーム長が必要と認めるときは、前条第2項に規定する者以外の者を出席 させることができる。

(会員)

- 第6条 会員は、次の各号に掲げる法人、団体、研究機関又は個人とする。
 - 一 企業会員(新潟県内) 新潟県内において、ものづくり事業を行っている法人又 は団体
 - 二 企業会員(新潟県外) 新潟県外において、ものづくり事業を行っている法人又 は団体

三 研究機関・個人会員 研究機関又は個人

(入退会手続)

- 第7条 会員として入会しようとする者は、この規程に同意し、入会申込書(別紙様式第1)をプラットフォーム長に提出し、承認を得るものとする。
- 2 プラットフォーム長は、前項の申込みがあったときは、入会の可否について申込者に 通知するものとする。
- 3 会員を退会しようとする者は、退会届(別紙様式第2)をプラットフォーム長に提出 するものとする。

(会員期間)

第8条 会員の期間は、年度単位(毎年4月1日から翌年3月31日まで)とし、期間の更新を妨げないものとする。

(会費)

- 第9条 会員の会費は、入会時期にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 企業会員(新潟県内) 5万円
 - 二 企業会員(新潟県外) 30万円
 - 三 研究機関・個人会員 1万円
- 2 会費は、第2条の目的のため、本学が活用するものとする。
- 3 会費は、年度単位とし、本学から発行する依頼書に基づき納入するものとする。
- 4 会費は、会員期間の満了前に退会又は会員資格を喪失した場合も返金しないものとする。

(費用負担)

- 第10条 プラットフォームの活動に係る次の各号に掲げる費用は、原則として当該費用が 発生する活動を行った会員が負担するものとする。
 - 一 第11条第1項第1号に規定する本学保有装置の使用料及び付随する材料費等(料金表は別に定める。)
 - 二 前号以外のプラットフォームの活動に係る費用
- 2 前項の費用は、本学から発行する請求書に基づき納入するものとする。 (会員の特典)
- 第11条 本学は、会員に対し、次の各号に掲げる特典を提供することができるものとする。
 - 一 本学が保有する装置のうち、別に定める装置の使用(本学教職員からの使用方法 に関する指導を含む。)
 - 二 センター主催の装置に係る技術講習会、講演会、交流会等への参加
 - 三 本学が保有するものづくり技術等に関する情報及び国内外の企業、機関、大学等 との連携に関する情報の提供
 - 四 DXRものづくりに関する新規事業開発及びスタートアップ設立への助言
 - 五 本学が申請(共同申請等を含む。)するDXRものづくりに関連したプロジェクトへの参画

(総会)

第12条 プラットフォーム長は、毎年度総会を開催するものとする。

2 総会は、プラットフォームの活動状況に係る報告や意見交換を行うとともに、プラットフォーム長が必要と認めた事項について審議を行うものとする。

(会員資格の喪失)

- 第13条 プラットフォーム長は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該会員の会員資格を喪失させることができるものとする。
 - 一 会費を所定の期限までに納入しなかった場合
 - 二 会員の破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始又は特別精算 開始の申立てがあった場合
 - 三 会員がこの規程における重大な違反を行った場合
 - 四 第1号から第3号以外で、この規程の趣旨及び目的に照らし会員として不適切と プラットフォーム長が認めた場合

(秘密保持)

第14条 第3条の構成員は、プラットフォームの活動を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、産学連携・研究推進課地域共創室において行う。 (雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、プラットフォームに必要な事項は、別に定める。

附則

(施行日)

1 この規程は、令和6年1月10日から施行する。

(令和5年度会費に係る特例)

2 令和5年度の会費は、第7条第1項の規定にかかわらず、徴収しないものとする。

別紙様式第1(第7条関係)

別紙様式第1 (入会申込書)

[別紙参照]

別紙様式第2(第7条関係)

別紙様式第2(退会届)

[別紙参照]

国立大学法人長岡技術科学大学 DXR ものづくりプラットフォーム 入会申込書

年 月 日

長岡技術科学大学 DXR ものづくりプラットフォーム長 殿

長岡技術科学大学 DXR ものづくりプラットフォームへの入会を申し込みます。

入会申込者 (法人名、団体名又は個人名を記載ください)	住 所: 氏 名:		
新規入会/継続入会	□ 新規入会	□ 継続入会	
会員種別	□ 企業会員 (新潟県内)	□ 企業会員 (新潟県外)	□ 研究機関・ 個人会員
会費金額	50,000円	300,000円	10,000円
名称	長岡技術科学大学 DXR ものづくりプラットフォーム (DXR ものづくり事業)		
会費の目的及び条件	長岡技術科学大学 DXR ものづくりプラットフォームにおいて 実施する DXR ものづくり事業に対する助成		
本学ホームページへの 会員名の掲載	□可		□ 不可
ご担当者様連絡先 (入金関係書類及び 各種ご案内送付先)	郵便番号: 住 所: 法人等名: 部署名 : 役職名 : 氏 名: 電 話: E-mail :		
備考			

※お手数ですが、上記事項についてご記入後、本申込書を以下までご送付ください。 送付先・お問合せ先:

〒940-2188 新潟県長岡市上富岡町 1603-1

長岡技術科学大学 産学連携·研究推進課 地域共創室

TEL: 0258-47-9391 FAX: 0258-47-9900 E-mail: chiiki@jcom.nagaokaut.ac.jp ※新規入会日は会費のご入金完了日とさせていただきますのでご了承ください。

- ※継続入会の場合は、毎年6月末日までにご入金をお願いいたします。
- ※ご担当者様等の変更がございましたらお手数ですがご連絡をいただければ幸いです。

長岡技術科学大学 DXR ものづくりプラットフォームご入会の注意事項

入会手続の流れ

1. 入会申込

入会のお申し込みは、「入会申込書」に必要事項をご記入のうえ、申込書下部に記載の送付先宛てにご郵送ください。なお、会費ご入金の方法は、申込書記載金額の一括銀行振込のみとさせていただきますのでご了承ください。

2. 受入

「入会申込書」をお受けしましたら、本学で内容の確認後、ご担当者様宛に振込先口座等を記載した「寄附金振込のお願い」の文書をお送りいたします。なお、申込書をお受けしてから文書をお送りするまで2週間程度のお時間をいただきますのでご了承願います。

3. 会費のお振込み

「お振込のお願い」が到着しましたら、金融機関でお振込の手続をお願いいたします。なお、 お振込先口座は文書で都度指定させていただきますのでご注意ください。

また、本会への入会日は会費のご入金完了日とさせていただきますのでご了承ください。

4. 領収証等の送付

入金確認後、本学より「寄附金領収書」をお送りいたします。

個人の場合、併せて「寄附金受領証明書」及び「寄附金税額控除申告書」をお送りいたします。

会費に対する課税所得控除

本会の会費は全額「長岡技術科学大学 DXR ものづくりプラットフォームが実施する DXR ものづくり事業」へのご寄附として取扱いさせていただきます。

- 1. 法人の場合
- (1)法人税法第37条第3項第2号に定める指定寄附金として取扱われますので、全額「損金」に算入できます。
- (2)「寄附金領収書」は、会費の入金が確認され次第、ご担当者様宛にお送りいたします。
- 2. 個人の場合
- (1) 暦年 (1/1~12/31) 中の会費総額のうち2千円を超えた額については、その超えた金額が当該暦年の課税所得から控除されます(ただし、年間総所得の40%が上限となります)。
- (2) 課税所得控除手続は、会費を入金いただいた暦年の所得にかかる確定申告(翌暦年の2月中旬~3月中旬)で行っていただくことになります。
- (3) 課税所得控除に必要な「寄附金領収書」は、会費の入金が確認され次第、お送りします。

個人情報の取扱い

ご提供いただいた個人情報は、その保護に適切な措置を講じたうえで、会費収受業務及び本事業に関連する情報の送付(広報誌等の送付、各種イベントのご案内、ご継続のご案内等)のために使用させていただきます。

会員特典

会費をご入金いただいた皆様への謝意の表明として、会員様特典をご用意しております。詳細はプラットフォーム規程又は本学ホームページをご確認いただくか、下記までお問合せください。

なお、会員様特典は変更を行なう場合がございますので予めご了承ください。

DXR ものづくりプラットフォームが実施する DXR ものづくり事業

本学 DXR ものづくりプラットフォームでは DX (デジタル連携) 及び XR (現実と仮想世界の融合技術) を組み合わせた DXR ものづくり技術を産業分野に応用展開するため、本学設備の利用による部材開発を支援する評価・実証研究を行い、産学共同で応用技術、共通部材ニーズを抽出し本学の基礎研究テーマとし、ニーズとシーズが相互作用するスパイラル型協奏連携システムを実現することを目的とした DXR ものづくり事業を実施いたします。

DXR ものづくりプラットフォームご入会の皆様からの会費は当該事業に活用させていただきます。

お問合せ先

〒940-2188 新潟県長岡市上富岡町 1603-1

国立大学法人長岡技術科学大学

産学連携・研究推進課地域共創室

TEL: 0258-47-9391 FAX: 0258-47-9900 E-mail: chiiki@jcom.nagaokaut.ac.jp

国立大学法人長岡技術科学大学 DXR ものづくりプラットフォーム 退会届

年 月 日

長岡技術科学大学 DXR ものづくりプラットフォーム長 殿

長岡技術科学大学 DXR ものづくりプラットフォーム会員を退会したいので届け出ます。

(ふりがな) 会員名 (法人名、団体名又は個人名を記載ください)	
退会年月日	
退会理由	

※お手数ですが、上記事項についてご記入後、本届書を以下までご送付ください。 送付先・お問合せ先:

〒940-2188 新潟県長岡市上富岡町 1603-1

長岡技術科学大学 産学連携·研究推進課 地域共創室

TEL: 0258-47-9391 FAX: 0258-47-9900 E-mail: chiiki@jcom.nagaokaut.ac.jp